団体・組織の概要

団体/会社名　NPO 沼津まちづくり市民の会海風 47

所在地	〒410-0801　沼津市大手町 3－2－22 TEL:055－952-8356　FAX:055－952-8356（久世信一 TEL:055－921-6493） E-mail:sn-kuze@za.tnc.ne.jp		
ホームページ			
設立年月	平成 10 年 9 月 26 日＊認証年月日（法人団体のみ）平成 14 年 12 月 24 日		
代表者	関澤　芳明	**担当者**	久世信一（事務局：市川保）
資本金/基本財産（企業・財団）	PC,プリンタ、什器類寄付 （推定評価300,000円）	**活動事業費／売上高（H17）**	1,100,000/1,130,000円
組　織	スタッフ／職員数　1/2　　名　（内 専従　1　名）		
	個人会員 25 名	法人会員　5 名	その他会員（賛助会員等）　12 名
設立の経緯／沿　革	平成 10 年 9 月 26 日、市民有志で「沼津まちづくり会議」定例月 1 回を編成、第 15 回定例会議（平成 12 年 4 月）で、会の名称を「沼津まちづくり市民の会海風 47」と決定。平成 13 年と 14 年に「沼津まちづくり計画 21 世紀の提言」と「重点施策の提言」を市長に提出。平成 14 年 12 月 24 日、申請中のＮＰＯ法人「沼津まちづくり市民の会海風４７」が認可された。		
団体の目的／事業概要	沼津は恵まれた自然があり、北条早雲、若山牧水、芹沢光治良など著名な人物を多く輩出した地です。しかし今は、川や海の環境は悪化し、まちには活気なく、東駿の拠点である沼津が大きな岐路に立たされています。 NPO「沼津まちづくり市民の会海風 47」とは、こうした状況を打破するために地元の有志や沼津出身者が集まって論議をし、元気のある魅力的なまちにしようと行動を起こしている会です。		
活動・事業実績（企業の場合は環境に関する実績を記入）	平成 15 年、16 年，17 年の春（6 月）秋（11 月）、18 年の秋、毎年、加藤学園高校生（500～700 名）、NPO 海風 47（8～12 名）、地元有志（6～18 名）で、我入道、牛臥海岸の清掃作業実施（クリーンアップ・キャンペーン協賛）。 西浦、立保窪田農園で柑橘類（主としてレモン）植栽、育成、採取作業を行い、さらにこの作業に「ユニバーサル園芸」運動である身障者の体験参加を NPO として応援している。同農園の竹林間伐整備のための伐採後の竹を、適切に切断し、竹炭生産の計画を進めている。 NPO 定例会として、毎月 1 回、活動方針、活動内容を論議し、具体的行動を決めている。また、毎月アーケード街の「ついたち市」運動に参加し、柑橘類、生活用品など地産地消への協力活動を行っている LRT 導入観光産業振興研究会、我入道公園自然環境改善保全（大山邸跡地・石垣保護含む）		

提 言

政策のテーマ　　生産品収入と環境管理収入とから成る第１次産業の新しい在り方

団体名：NPO 沼津まちづくり市民の会海風 47

担当者名：久世信一

■政策の分野
・第1次産業（農、林、水産）
・

■政策の手段
・部門別環境管理評価
・評価委員会（従業者、学識経験者等）

① 政策の目的

第1次産業の生産の場は自然環境である。従来第1次産業従事者は生産業務が主体であったが、本提案では生産の場である環境管理業務も報酬を伴う主体業務とする。生産品の売価はグローバルな市場原理に支配され、小規模経営は行き詰まって来ている。単なる格差補正の補助金とせず環境管理報酬を得られるとすれば、魅力ある挑戦産業になり得る。

② 背景および現状の問題点

現在第1次産業の従事者は高齢化が進み、若い後継者が得られないため、直接従事者の減少が著しい。農業では放置された休耕地が増え、人手を補う農薬を多用し環境の劣化が著しい。林業では間伐、下草刈りなどの森林保全が進まず、放置状態に晒される例が多い。漁業では遠洋漁業の減退で、沿岸、海面栽培、養殖漁業のウエイトが高くなっており、その生産の場は直接地域に密接した沿岸海水環境であり、養殖の生餌、排泄物などによる海水汚損を引き起こす。本提案によれば、生産者が評価報酬を期待できる環境管理業務にも力を入れることになり、環境改善保持が合理的・積極的に進むことになり、第1次産業の再興が期待される。

③ 政策の概要

環境改善業務にのみに専門に取り組む産業は相当に限定され、拡大は難しい。環境改善に関する科学技術の進歩は、将来とも十分期待できるので、これを継続的に取り込む流れが必要である。第1次産業従事者が、生産業務と共に環境改善・維持管理業務に報酬が得られるならば、環境改善・管理業務に積極的に挑戦する流れができ、技術開発の促進を刺激する。

第1次産業は人類生存の基本産業であるにもかかわらず、わが国ばかりでなく、世界的にも経営的に難しい産業になりつつある。これは生産品売価がグローバルな市場原理に晒されてきたことにより、人件費の低さとか、大規模経営による生産性の高さとかが、生産品の原価を下げ、その競争の激しさで経営を圧迫してきているからである。この問題を解決する手段として、第1次産業は生産品の売価収入と、環境改善管理収入と得る産業としたことである。

この政策の第1の問題点は、環境改善管理業務の合理的な評価（数値指標）を定めることであり、先ず国が（農水省）農林水産の生産者代表、農林水産学術専門家、地球環境改善研究機関、関係省庁の委員による部門別会議を編成し、環境改善の具体的取り組みを討議し、基本的評価法（単位面積当たり等）を決める。この評価法を基にして、各自治体で地域ごと、年度ごと、目標（対象面積）を決めて、数値指標を適用する。

第2の問題点は個別査定とその検証実務である。基本的には行政の仕事であるが、申告、実地検査・測定・観測、モニタリングなど公平で第1次従事者が納得できる方法が必要である。

④ 政策の実施方法と全体の仕組み（必要に応じてフローチャートを用いてください）

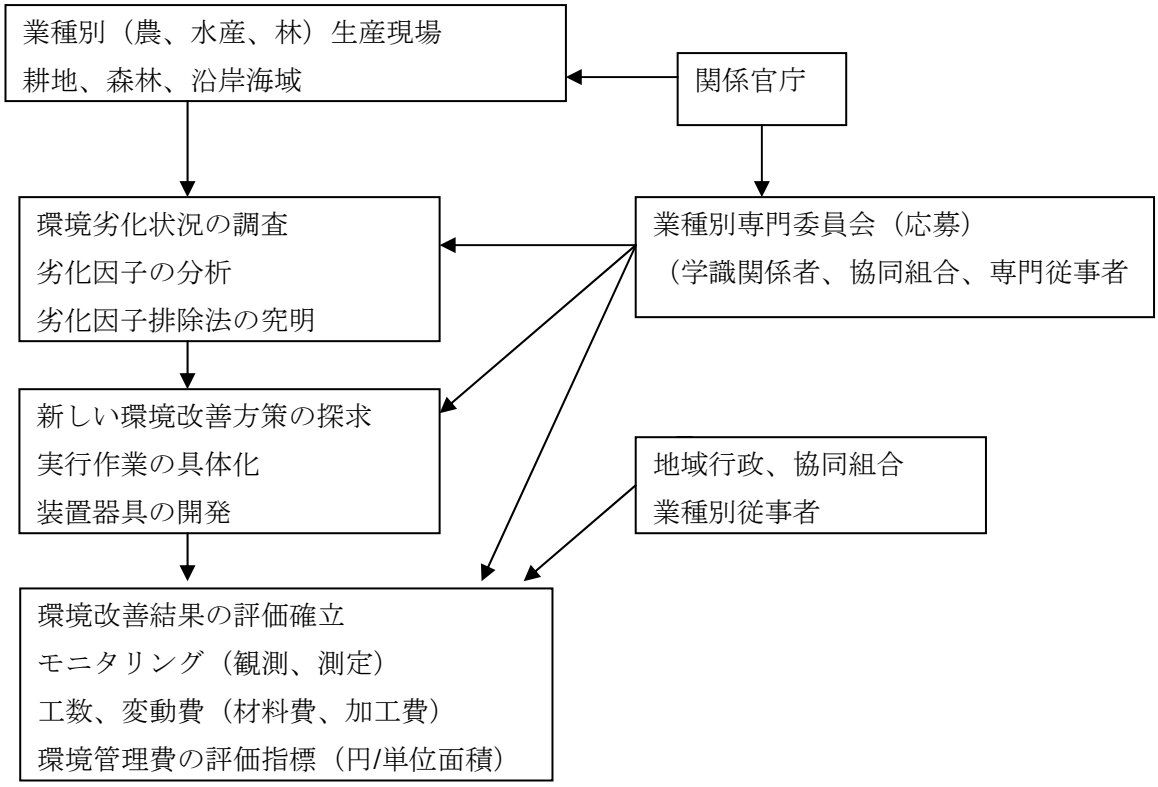

⑤ 政策の実施主体（提携・協力主体があればお書きください）

第1次産業の生産業務と環境管理業務は直接の業種別（農、水産、林）従事者が行う。環境管理評価の検査・測定・査定は原則として行政側が行うが、モニタリングを含め直接従事者が行う申告制も考えられる。

環境管理法は原案を関係省庁と業種別従事者（組合）とで調査検討し作成する。この原案を業種別専門委員会で調査研究検討を加え、基本管理法を決定する。試行による実施経験を経て必要に応じて修正を加え地方条例化する。

環境管理目標は年度ごとに計画（具体的実施面積等）する。ゴミ処理リサイクルとか、地球環境（温暖化等）改善研究会等ともリンクする。

地方行政・業種別協同組合が全面的に行動を起こさなければ成らないが、その運動の推進を図るために、ＮＰＯまちづくり市民の会が各業種別専門委員会に応募参加し、環境改善に関する提案を行う。また、公平中立の立場で、汚損測定などモニタリングも含め要請により担当する。

実作業展開では森林公有地と、私有地とで扱いが異なるが、労働工数が不足する場合、直接従事者以外に外部以来（有料）となるが、学生（体験学習）、シルバー人材センターなどへの展開も考えられる。

⑥ 政策の実施により期待される効果（具体的にお書きください）

例えば、農業で米作りの場合、省力化のため水田で除草剤が多用されるが、水田から流れ出た水によるダイオキシン汚染が容易ならぬものであることが認知されている。このことから、環境管理評価獲得のため、除草剤を使わない耕種的抑草法、共生動物による抑草法、共生植物による抑草法などを取り入れる無農薬米作りが、自然に普及し環境公害防止改善が進む。

林業の場合、森林は木材生産機能以上に、その公益的機能である水源かん養、山地災害防止、生活環境保全などが重要である。国土面積の3分の2が森林であるわが国とって、森林の荒廃は放置できない。森林の管理業務では、間伐、下草刈りおよび植樹が主体となるが、年度ごとに目標面積を計画して、実行結果に従って報酬が期待されることで、環境管理が積極的に進むことになる

水産業の場合、生産の場は沿岸海水領域のウエイトが高くなってきており、養殖の生餌、排泄物、ヘドロ沈殿、漁業用具の破損放棄などによる海水・底汚染、汚損公害等、水産業務による環境悪化が発生してきている。機械的還流・フィルターと、浄化微生物の培養投与等による浄化法が環境改善評価報酬の決め方で強く進歩できる。

⑦ その他・特記事項

環境改善維持管理報酬は第1次産業を引き継ぐ次世代の意欲目標になり、環境改善の新しい技術が継続して開発が進むことが期待される。

評価の方法は各業種で、具体的手段について調査研究討議を行い、評価の方法が納得され、継続的に環境改善が進む。

日本で提案実行された結果は、日本に見習えと世界に発信され、第1次産業のこれからの在り方が国際的にもローリングが進み、将来に向かって大きな希望となる。